

一、最新中国法令

● 关于企业混合性投资业务企业所得税处理问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 41 号
【发布日期】2013-07-15
【实施日期】2013-09-01
【出台背景】近年来，混合性投资业务作为企业的一项创新投资业务，已被许多企业大量运用。混合性投资业务是指兼具权益性投资和债权性投资双重特征的投资业务。权益性投资取得回报，一般体现为股息收入，按照规定可以免征企业所得税；债权性投资取得回报为利息收入，按照规定应当缴纳企业所得税。由于这种双重特征，需要统一此类投资业务政策的执行口径。因此，国家税务总局制定发布该公告。

【内容提要】根据该公告，同时符合下列条件的混合性投资业务归属于债权投资业务，需按照债权投资业务进行企业所得税处理。

- 被投资企业接受投资后，需要按投资合同或协议约定的利率定期支付利息（或定期支付保底利息、固定利润、固定股息）；
- 有明确的投资期限或特定的投资条件，并在投资期满或者满足特定投资条件后，被投资企业需要赎回投资或偿还本金；
- 投资企业对被投资企业净资产不拥有所有权；
- 投资企业不具有选举权和被选举权；
- 投资企业不参与被投资企业日常生产经营活动。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于企业混合性投资业务企业所得税处理问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12353263.html>
关于《企业混合性投资业务企业所得税处理问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12353255.html>

● 关于暂免征收部分小微企业增值税和营业税的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2013〕52 号

一、最新中国法令

● 企業の混合型投資業務の企業所得税処理に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 41 号
【発布日】2013-07-15
【実施日】2013-09-01
【発布背景】ここ数年、混合型投資業務を企業のイノベーション投資業務の一環として運用する企業が多くなっている。混合型投資業務とは、権益投資と債権投資の 2 つの特徴を兼ね備えた投資業務のことを言う。権益投資における収益は一般的に、配当金収入の形であり、規定により企業所得税を免除することができる。債権投資における収益は利息収入の形であり、規定により企業所得税を納付する必要がある。このように 2 つの特徴を有しているため、この種の投資業務政策の執行基準を統一する必要がある。よって、国家税務総局が本公告を制定し公布した。

【概要】本公告によると、同時に下記に列挙する条件に合致する混合型投資業務は債権投資業務に該当し、債権投資業務扱いで企業所得税を処理する必要がある。

- 投資先企業が投資を受けた後、投資契約もしくは協議書にて約定の利率で利息を定期的に支払う必要がある（または最低利息、固定利益、固定配当金を定期的に支払う場合）。
- 明確な投資期限もしくは特定の投資条件があり、かつ投資期限が満了もしくは特定の投資条件を満たした後、投資先企業は投資を払戻しもしくは元金を返済する必要がある場合。
- 投資企業が投資先企業の純資産に対して所有権を有しない場合。
- 投資企業が選挙権もしくは被選挙権を有しない場合。
- 投資企業が投資先企業の日常の生産経営活動に参加しない場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
企業の混合型投資業務の企業所得税処理に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12353263.html>
「企業の混合型投資業務の企業所得税処理に関する公告」に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12353255.html>

● 一部の小規模・零細企業の増値税および営業税徴収を一時的に免除することに関する通知

【発布機関】財務部、国家税務総局
【発布番号】財税〔2013〕52 号

【发布日期】2013-07-29
【实施日期】2013-08-01
【内容提要】根据该通知，对增值税小规模纳税人中月销售额不超过2万元的企业或非企业性单位，暂免征收增值税；对营业税纳税人中月营业额不超过2万元的企业或非企业性单位，暂免征收营业税。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12354530.html>

● 关于加快促进流通产业发展的若干意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商市字〔2013〕112号
【发布日期】2013-07-23
【内容提要】根据该意见，促进流通产业加快发展需要加大市场监管执法力度，为流通产业健康发展营造良好的市场环境。具体要求包括：

- 加强对关系人民群众生命安全等商品的日常监督。
- 加大流通领域商品质量监督检查力度：强化流通领域商品质量日常监督检查，督促经营者自觉履行法定责任和义务。
- 完善打击侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品违法行为长效机制：改进市场巡查、专项检查等监管方式，不断完善商标、假冒伪劣等案件线索通报、案件查处协作、复杂疑难案件会商、重大案件联合查办等工作制度。
- 进一步做好竞争执法工作：加大对流通产业存在的虚假宣传、虚假表示、不正当有奖销售等商业欺诈现象的打击力度；继续深入开展治理商业贿赂工作，依法打击物流、信息、金融等重点行业的商业贿赂违法行为。
- 扎实开展网络商品交易监督执法工作：指导督促各地以大型购物网站为重点，加强日常规范监管，及时发现并查处网络交易违法行为；加强对网站交易规则的检查，及时纠正、消除不公平合同格式条款。
- 加强诚信体系建设：结合工商登记制度改革，加强流通企业登记、备案、年检等信息的公示，推进

【发布日期】2013-07-29
【实施日期】2013-08-01
【概要】本通知によると、増値税小規模納税者のうち、月間売上高が2万元以内の企業または企業以外の組織の増値税を一時的に免除する。営業税納税者のうち、月間売上高が2万元以内の企業または企業以外の組織の営業税を一時的に免除する。
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12354530.html>

● 流通産業の発展促進を加速化させることに関する若干意见

【发布機關】国家工商行政管理總局
【发布番号】工商市字〔2013〕112号
【发布日期】2013-07-23
【概要】本意見によると、流通産業の発展加速化には、市場の監督管理・法執行力を強化し、流通産業の健全な発展のために良好な市場環境を形成する必要があるとしている。具体的要求は以下の通りである。

- 人民群眾の生命安全などに関わる商品に対する日常の監督を強化する。
- 流通領域の商品品質に対する監督・検査力を強化する。流通領域の商品品質に対する日常の監督・検査を強化し、事業者が自覚して法定の責任と義務を履行するよう促す。
- 知的財産権の侵害および模倣粗悪品製造販売の違法行為取締りの長期効果持続体制を整備する。市場巡回検査、個別検査などの監督管理方法を改善しながら、商標、模倣粗悪などの案件の手がかり通報、案件取締り協力、複雑で難解な案件の協議、重大案件の共同究明などの作業制度を絶えず整備する。
- 競争法の法執行作業を一層貫徹する。流通産業に存在する虚偽宣伝、虚偽表示、不当な景品・賞金付き販売などの商業詐欺現象に対する取締力を強化する。商業賄賂取締り作業を引続き徹底して行い、物流、情報、金融などの重点業種における商業賄賂違法行為を法により取り締まる。
- インターネット商品取引に対する監督・法執行作業を着実に進行。大型のショッピングサイトを重点対象として、日常の監督管理の規範化を強化し、インターネット取引における違法行為を迅速に発見し、取締りを行う。インターネット取引規則の検査を強化し、不公平な契約約款の是正、除去を行う。
- 信義誠実体制の構築を強化する。工商登記制度改革と併せて、流通企業の登記、届出、年度検査などの情報

公示信息与有关部门共享，建立
连锁响应机制，推动部门协同监
管。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scgfgls/201308/t20130802_136982.html

- [关于印发《国家重点监控企业自行监测及信息公开办法（试行）》和《国家重点监控企业污染源监督性监测及信息公开办法（试行）》的通知](#)

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环发〔2013〕81号

【发布日期】2013-07-30

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】根据该通知：

- 自2014年01月01日起，国家重点监控企业（名单定期公布，最新的是《[2013年国家重点监控企业名单](#)》），不但要接受来自环保部门的监督性监测，还要自行监测并将相关数据强制公开。
- 公开内容应包括企业的基础信息、自行监测方案及监测结果；具体包括：全部监测点位、监测时间、污染物种类及浓度、标准限值、达标情况、超标倍数、污染物排放方式及排放去向等。同时，企业还要同上市公司一样公布污染源监测年度报告。
- 对于企业拒不开展自行监测、不发布监测信息和报告，以及有弄虚作假行为的，环保部门在向社会公布的同时，可以不予环保上市核查、暂停环评文件审批和停发排污许可证等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201308/t20130801_256772.htm

- [关于调整《出入境检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录》的公告](#)

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局、海关总署

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局、海关总署2013年第109号联合公告

【发布日期】2013-08-01

【实施日期】2013-08-15

【内容提要】根据该公告：

公示を強化し、関係部門との公示情報共有化を推し進め、連鎖的呼応体制を構築し、部門が協力しながら監督管理を行うようにする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scgfgls/201308/t20130802_136982.html

- [「国家重点監視企業の自己モニタリングおよび情報公開弁法（試行）」および「国家重点監視企業の污染源監督的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）」の印刷・公布に関する通知](#)

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環発〔2013〕81号

【発布日】2013-07-30

【実施日】2014-01-01

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 2014年1月1日から、国家重点監視企業（リストは定期的に公布されており、最新のものは「[2013年国家重点監視企業リスト](#)」である）は、環境保護部門による監督的モニタリングを受けるだけでなく、自己モニタリングも行い、係るデータを公開しなければならない。
- 公開する内容には企業の基本情報、自己モニタリング方案およびモニタリング結果が含まれていなければならない。具体的には、全てのモニタリングスポット、モニタリング時間、汚染物の種類・濃度、基準制限値、指標達成状況、指標超過倍数、汚染物の排出方式・排出先などである。同時に、企業はさらに上場会社同様、汚染物のモニタリング年度报告も公表しなければならない。
- 企業が自己モニタリングの実施を拒否した、モニタリング情報・報告の公表をしなかった、および虚偽行為があった場合、環境保護部門はこれを社会に向けて公表すると同時に、環境保護上場検査を行わない、もしくは環境影響評価文書の審査許可一時停止、汚染物排出許可証交付停止などを行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201308/t20130801_256772.htm

- [「出入国検査検査機関が検査検査を実施する出入国商品目録」調整に関する公告](#)

【発布機関】国家品質監督検査検査総局、税関総署

【発布番号】国家品質監督検査検査総局、税関総署2013年第109号聯合公告

【発布日】2013-08-01

【実施日】2013-08-15

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 对 1507 个海关商品编码项下的一般工业制成品不再实行出口商品检验。其中, 1420 个海关商品编码项下的商品调出《出入境检验检疫机构实施检验检疫的出境商品目录》; 87 个海关商品编码项下的商品需要实施出境动植物检疫。
- 将 2 个海关商品编码项下的褐煤产品新增进口检验检疫监管, 进出口商品收/发货人或代理人须持出入境检验检疫机构签发的《入境货物通关单》向海关办理进口手续。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/hgg/201308/t20130801_370419.htm

- 1507 件の税関商品コード項目下における一般工業製品に対する輸出商品検査を以後実施しない。このうち、1420 件の税関商品コード項目下における商品は「出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出国商品目録」対象から外す。87 件の税関商品コード項目下における商品は出国動植物検疫を実施する必要がある。
- 2 件の税関商品コード項目下における褐炭製品を輸入検査検疫監督管理対象として新たに追加し、輸出入商品の荷受人/荷送人もしくは代理人は出入国検査検疫機関発給の「入国貨物通関書類」を持って税関にて輸入手続きを行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/hgg/201308/t20130801_370419.htm

● 关于 2013 年上海市企业工资增长指导线的通知(上海)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局、上海市总工会、上海市企业联合会/企业家协会、上海市工商业联合会
 【发布文号】沪人社综发〔2013〕41 号
 【发布日期】2013-07-30
 【内容提要】根据该通知, 2013 年上海市企业工资增长指导线为:

平均线为 12%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生产经营正常、经济效益增长的企业, 可参照平均线确定工资增长水平; ▪ 上年平均工资为上海全市职工平均工资二倍以上的, 可参照平均线以下水平增长工资。
上线为 16%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生产经营正常、经济效益较好, 并且上年平均工资水平低于全市职工平均工资 60% 的企业, 可参照上线增长工资。
下线为 5%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 经济效益较差的企业, 可参照下线增长工资; ▪ 生产经营困难、亏损的企业, 经职工代表大会(或全体职工大会)讨论通过后, 可以低于下线。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201308/t20130801_1150374.shtml

● 2013 年上海市的企业昇給指導ラインに関する通知(上海)

【発布機関】上海市人的資源・社会保障局、上海市総工会、上海市企業聯合会/企業家協会、上海市工商業聯合会
 【発布番号】滬人社綜発〔2013〕41 号
 【発布日】2013-07-30
 【概要】本通知によると、2013 年上海市の企業昇給指導ラインは以下の通りである。

平均ラインを 12% とする	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生産経営状況が正常であり、増益状況にある企業は、平均ラインを参照して昇給レベルを確定することができる。 ▪ 前年度の平均賃金が上海市の労働者の平均賃金の 2 倍以上の場合、平均ライン以下のレベルを参照し昇給することができる。
上限ラインを 16% とする	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生産経営状況が正常であり、比較的良好な収益状態にあり、かつ前年度の平均賃金レベルが全市の労働者の平均賃金の 60% を下回る企業は、上限ラインを参照して昇給することができる。
下限ラインを 5% とする	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 収益状況が比較的劣っている企業は、下限ラインを参照して昇給することができる。 ▪ 生産経営状況が厳しい状態にあり、赤字の企業は、従業員代表大会(または従業員全員大会)で討論し可決された後、下限ラインを下回ってもよい。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201308/t20130801_1150374.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 国家税务总局：强化跨境税源风险管理，完善四大机制建设

日前，国家税务总局召开全国税务系统加强国际税收管理工作会议，研究部署加强国际税收管理工作。该会议强调在国际税收工作中要加强和完善四大机制建设。具体内容如下：

- 在反避税方面，要强化利润监控，促进规范管理，拓展业务领域，创新工作方法；
- 在非居民税收管理方面，要实行专业管理，加强与居民企业税收管理协作，实施分类和风险管理，抓好税收协定执行；
- 在“走出去”税收管理方面，要摸清“走出去”企业底数，规范管理，防范避税；
- 在国际税收征管协作方面，要加强制度建设，充分利用协作机制，认真履行协作义务。

(摘自国家税务总局网站；2013年07月29日发布)

● 中国首例纵向垄断案：强生公司限定经销商销售价格，法院终审判决认定构成垄断！

【终审判决】

判决时间：2013年08月01日上午

终审法院：上海市高级人民法院

当事人：

- 原审原告（上诉人）：北京锐邦涌和科贸有限公司（以下简称“锐邦公司”）
- 原审被告（被上诉人）：强生（上海）医疗器械有限公司、强生（中国）医疗器械有限公司（以下合称“强生公司”）

判决内容：

- 撤销上海市第一中级人民法院作出的一审判决；（一审开庭审理和判决情况，请参见第285期、第298期《里兆法律资讯》）
- 认定强生公司构成垄断，并判决强生公司赔偿锐邦公司经济损失人民币53万元；
- 驳回锐邦公司的其余诉讼请求。

【背景回顾】

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 国家税務総局：国境を跨る税源のリスク管理を強化し、4つの大きな体制構築を整備する

先頃、国家税務総局は全国税務部門国際租税管理作業強化のための会議を開き、国際租税管理作業の強化について研究し手配した。本会議では、国際租税作業において4つの大きな体制構築の強化と整備について強調された。具体的内容は以下の通りである。

- 租税回避防止の面では、利益モニタリングを強化し、管理の規範化を促進し、業務領域を広げ、新しい作業方法を考え出す。
- 非居住者の租税管理の面では、専門性の高い管理を実施し、租税管理における居住者企業との協力を強化し、分類およびリスク管理を実施し、租税協定の執行をしっかりと行う。
- 「海外進出」の租税管理の面では、「海外進出」企業の真の実態を把握し、管理の規範化を図り、租税回避を防止する。
- 国際租税徴収・管理協力の面では、制度構築を強化し、協力体制を充分に利用し、協力義務を真剣に履行する。

(2013年7月29日付けの国家税務総局サイトより抜粋)

● 中国で初の縦方向の独占案件：ジョンソンエンドジョンソン社による代理店の再販価格制限について、裁判所が確定判決で独占を構成すると認定した！

【確定判決】

判決時間：2013年8月1日午前

最終審の裁判所：上海市高级人民法院

当事者：

- 原审原告（控訴人）：北京銳邦涌和科貿有限公司（以下「銳邦社」という）
- 原审被告（被控訴人）：強生（上海）醫療器材有限公司、強生（中國）醫療器材有限公司（以下「強生社」と総称する）

判決内容：

- 上海市第一中级人民法院のなした一審判決を退ける。（一審の開廷審理および判決状況は、第285期、第298期の「里兆法律情報」をご参照のこと）
- 強生社は独占を構成すると認定し、銳邦社の経済的損失53万元を賠償する旨の判決を言い渡した。
- 銳邦社のその他の訴訟請求を棄却した。

【背景を振り返る】

交易背景:

- 锐邦公司是强生公司在北京地区从事缝合器及缝线产品销售业务的经销商,双方之间有着长达 15 年的合作,经销合同每年一签。
- 2008 年 01 月,强生公司与锐邦公司签订《2008 年经销合同》(以下简称“经销合同”)及附件,约定锐邦公司在强生公司指定的相关区域销售爱惜康缝线部门的产品,在此期间,锐邦公司不得以低于强生公司规定的价格销售产品。
- 2008 年 07 月,强生公司以锐邦公司私自降价为由取消其在北京阜外医院、整形医院的经营权,并于同年 09 月完全停止了缝线产品、吻合器产品的供货。2009 年,强生公司不再与锐邦公司续签经销合同。

一审回顾:

- 2010 年 08 月 11 日,锐邦公司以经销合同中包含限定最低转售价格的条款、涉嫌垄断为由,将强生公司诉至上海市第一中级人民法院,要求赔偿经济损失 1400 余万元。
- 2012 年 05 月 18 日,上海市第一中级人民法院作出一审判决,认为锐邦公司举证不足,不能证明经销合同中限定最低转售价格的条款造成了“排除、限制竞争”的危害,不能认定其构成《反垄断法》所规定的垄断协议,故判决驳回其诉讼请求。
- 锐邦公司不服,于 2012 年 05 月 28 日向上海市高级人民法院提起上诉。

【二审(终审)焦点】

二审过程中,上海市高级人民法院先后三次开庭审理,锐邦公司和强生公司分别委托了对外经济贸易大学教授龚炯、上海财经大学教授谭国富两位国内知名经济专家向法庭提供专家意见。双方在法庭上就本案件的以下六大焦点问题进行了激烈辩论,法院经审理一一作出了判断。具体如下:

Q1: 本案是否适用《反垄断法》?

A: 应适用《反垄断法》。虽然经销合同签订于《反垄断法》实施前(《反垄断法》于 2008 年 08 月 01 日实施),但其履行延续至《反垄断法》实施后,故本案应当适用《反垄断法》。

Q2: 锐邦公司是否具有原告主体资格?

A: 锐邦公司是本案诉讼的适格原告。首先,垄断协议的当事人既可能是垄断行为的参与者、实施者,又可能是垄断协议的受害者,故锐邦公司属于《反垄断法》规定的因垄断行为遭受损失的主体范围。其次,垄断协议的当事人可能只是被动接受垄断协议而不是垄断行为的实施者,应当准许当事人就合同内容是否违反《反垄断法》提起诉讼,《最高人民法院关于审理因垄断行为引发的民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》也直接确定了各类合同当事人针对合同条款提起反垄断诉讼的依据。

取引の背景:

- 锐邦社は、強生社の北京地区における縫合器および縫合糸製品販売業務の代理店であり、双方は 15 年にも及ぶ提携関係にあり、代理販売契約は 1 年ごとの更新であった。
- 2008 年 1 月、強生社は鋭邦社と「2008 年代理販売契約」(以下「代理販売契約」という)および付属文書を締結し、鋭邦社は強生社指定の区域で愛惜康縫合糸部門の製品を販売し、この間、鋭邦社は強生社規定の価格を下回る価格で製品を販売してはならない旨を取り決めた。
- 2008 年 7 月、強生社は、鋭邦社が価格を無断で引き下げたことを理由に、同社の北京阜外病院、整形病院での代理販売権を取消し、同年 9 月には縫合糸製品、吻合器製品の供給を完全に停止した。2009 年、強生社は以後、鋭邦社と代理販売契約を更新しなかった。

第一審を振り返る:

- 2010 年 8 月 11 日、鋭邦社は代理販売契約に最低再販価格を制限する条項が含まれており、独占の疑いがあることを理由に、強生社を上海市第一中级人民法院に提訴し、経済的損失 1400 万元あまりを賠償するよう請求した。
- 2012 年 5 月 18 日、上海市第一中级人民法院は一審判決で、鋭邦社の挙証では、代理販売契約における最低再販価格を制限する条項によって「競争の排除、制限」という危害もたらされたことを証明するに足りず、「独占禁止法」規定の独占協定を構成するとは認定できないとし、故に同社の訴訟請求を棄却した。
- 鋭邦社はこれを不服とし、2012 年 5 月 28 日に上海市高級人民法院に控訴した。

【二審(最終審)の焦点】

二審の過程で、上海市高級人民法院は前後して 3 回の開廷審理を行い、鋭邦社と強生社はそれぞれ、对外经济贸易大学の龔炯教授、上海財経大学の譚国富教授の 2 名の国内で有名な経済専門家に法廷で専門家としての意見を出すよう依頼した。双方は法廷で本案件の以下、焦点となっている 6 つの大きな問題について激しく弁論し、裁判所は審理を経て逐一判断した。具体的には以下の通りである。

Q1: 本案件には「独占禁止法」が適用されるか。

A: 「独占禁止法」が適用される。代理販売契約は「独占禁止法」実施前(「独占禁止法」は 2008 年 8 月 1 日に実施された)に締結されたが、その履行は「独占禁止法」の実施後まで続いており、故に本案件に「独占禁止法」が適用されるべきだと判断した。

Q2: 鋭邦社は原告としての主体資格があるか。

A: 鋭邦社は本案件訴訟の適格な原告である。まず、独占協定の当事者は独占行為の参与者、実施者に成ることができ、また独占協定の被害者にも成ることができることから、鋭邦社は「独占禁止法」に定める独占行為により損失を被った主体の範囲に属する。次に、独占協定の当事者は受身的に独占協定を受け入れただけであって、独占行為の実施者ではない可能性もあり、当事者が契約内容は「独占禁止法」に違反するかどうかについて提訴することが認められるべきであり、これについては「独占行為により生じた民事紛争案件の審理における

Q3: 垄断协议是否以具有排除限制竞争效果为构成要件?

A: 纵向垄断协议应以具有排除、限制竞争效果为必要条件。

Q4: 如何分配举证责任?

A: 在没有法律法规和司法解释明确规定的情形下,应当遵循“谁主张、谁举证”的一般诉讼原则,由原告对本案所涉限制最低转售价格协议是否具有排除、限制竞争效果承担证明责任。

Q5: 本案所涉限制最低转售价格协议是否构成垄断协议?

A: 本案所涉限制最低转售价格协议构成垄断协议。对限制最低转售价格协议的经济效果,可以从以下四方面分析评价:相关市场竞争是否充分、被告市场地位是否强大、被告实施限制最低转售价格的动机、限制最低转售价格的竞争效果。本案中,医用缝线市场竞争不充分,强生公司具有很强的市场地位,其限制最低转售价格的动机在于回避价格竞争,其限制竞争效果很明显,而促进竞争效果不明显。

Q6: 锐邦公司的损失赔偿如何计算?

A: 锐邦公司损失范围应限于其 2008 年因缝线产品销售额减少而减少的正常利润(法院酌定锐邦公司可以获得支持的 2008 年缝线产品利润损失为 53 万元),计算时应综合考虑同行业其他品牌销售价格、相关税负等因素。锐邦公司主张的其他损失,缺乏事实与法律依据,不予支持。

【案件价值及律师提示】

案件价值:

- 中国首例纵向垄断协议诉讼案件。
- 中国《反垄断法》实施五年以来首例原告终审胜诉的反垄断案件。
- 中国首例通过司法判决确定“限定转售价格构成垄断”的案件。

律师提示:

- 本案对于未来中国反垄断案件的司法实践,可能产生重要影响。虽然中国不是“判例法”国家,原则上,法院今后在审理类似案件时,不受本案的约束,但是,上海市高级人民法院在本案中提出的观点,尤其是依据“相关市场”、“市场地位”、“行为动机”、“竞争效果”四要素对相关协议的经济效果进行考量的分析方法,对将来法院判断相关协议是否构成垄断协议,具有重要的借鉴意义。
- 本案的另一特色是,诉讼双方都引入了经济专家参与庭审,法院在审理过程中也充分考虑了两位专家的意见,有鉴于此,未来企业涉及反垄断等案件时,也可以考虑

[法律应用若干事项に関する最高人民法院による規定](#)でも、各種の契約当事者が契約条項について独占訴訟を提訴することの根拠を直接規定している。

Q3: 独占協定は競争排除・制限効果を有することを構成要件としているか。

A: 縦方向の独占協定は競争の排除・制限効果を必要条件としている。

Q4: 挙証責任はどのように分配するか。

A: 法律法規および司法解釈で明確な規定がない場合、「主張した側が挙証する」という一般的訴訟原則に従い、本案件での最低再販価格制限協議書が競争の排除・制限効果を有するかどうかについて、原告に証明責任がある。

Q5: 本案件における最低再販価格制限協議書は独占協定を構成するか。

A: 本案件における最低再販価格制限協議書は独占協定を構成する。最低再販価格制限協議書の経済的效果については、関係市場における競争は充分か、被告の市場における地位は強大かどうか、被告が最低再販価格を制限するに至った動機、最低再販価格制限による競争効果といった 4 つの方面から分析し評価することができる。本案件では、医療用縫合糸の市場競争は充分ではなく、強生社の市場における地位はとても強大であり、強生社による最低再販価格制限動機は価格競争の回避であり、その競争制限効果は顕著であったが、競争促進効果は顕著ではなかった。

Q6: 鋭邦社の損失賠償の計算はどのように行うか。

A: 鋭邦社の損失範囲は、2008 年の同社の縫合糸製品売上減少により減少した正常利益(裁判所は事情を斟酌して、鋭邦社が支持される 2008 年度の縫合糸製品の利益損失は 53 万元であると確定した)に限定され、計算時は同業種のその他のブランドの販売価格、税負担などの要素を総合して考慮する必要がある。鋭邦社が主張したその他の損失は、事実上の根拠と法的根拠に欠けるとして、支持しなかった。

【案件価値および筆者コメント】

案件価値:

- 中国初の縦方向の独占協定訴訟案件。
- 中国「独占禁止法」実施 5 年目にして初めて原告が最終審で勝訴を勝ち取った独占禁止案件である。
- 中国で初めて「再販価格制限によって独占を構成した」ことが司法判決で確認された案件である。

筆者コメント:

- 本案件は将来、中国の独占禁止案件をめぐる司法実践に重要な影響を与えると思われる。中国は「判例法」主義の国家ではなく、原則的には、裁判所が今後、本案件に類似する案件を審理する際、本案件に拘束されることはないが、上海市高级人民法院が本案件で出した見解、とりわけ「関係市場」、「市場における地位」、「行為の動機」、「競争効果」の 4 つの要素に基づき、係る協議書の経済的效果を考えるという分析方法は、将来、裁判所が係る協議書は独占協定を構成するかどうかを判断する際に参考にする上で重要な意義を有する。
- 本案件のもう一つの特色として、訴訟の双方当事者はいずれも経済の専門家を法廷審理に参加させ、裁判所も審理過程で 2 名の専門家の意見を充分に考慮していることから、将来、企業が独占禁

引入专家,通过其权威意见,更有力地证明己方观点。

- 在反垄断案件的行政执法方面,2013年02月,贵州省物价局、四川省发展和改革委员会对茅台、五粮液分别开出2.47亿、2.02亿元的罚单。两部门认为:茅台、五粮液限定经销商向第三人的最低销售价格,对不执行最低限价的经销商予以处罚,与经销商达成并实施白酒销售价格纵向垄断协议,违反了《反垄断法》第十四条规定,排除和限制了市场竞争,损害了消费者的利益。两部门据此作出处罚,罚金为上一年度涉案销售额的百分之一。(具体,请参见第333期《里兆法律资讯》)
- 在实践中,部分企业为了维护产品价格、防止恶性竞争,可能会采用与经销商达成固定或限定转售价格协议的营销政策,这种现象目前仍然比较普遍。但上述司法判例、以及行政处罚案件,对存在类似限定转售价格行为的企业具有警示意义,律师建议,存在类似限定转售价格行为或“打擦边球”行为的企业,重新审视相关营销政策的法律风险,并进行适当调整。

【法令链接】

《反垄断法》相关条文:

- 第十三条第二款:本法所称垄断协议,是指排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为。
- 第十四条:禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议:
 - (一) 固定向第三人转售商品的价格;
 - (二) 限定向第三人转售商品的最低价格;
 - (三) 国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。
- 第五十条:经营者实施垄断行为,给他人造成损失的,依法承担民事责任。

【反垄断大事记】

2013年08月,强生公司限定经销商转售价格,法院终审判决认定构成垄断;

2013年07月,对比利时优时比进行合规调查;

2013年07月,对利乐公司涉嫌滥用市场支配地位行为进行反垄断调查;

2013年07月,上海黄金饰品行业协会及老凤祥等相关金店遭反垄断调查;

2013年07月,葛兰素史克等60家国内、跨国药企接受成本调查;

2013年07月,多美滋、惠氏、合生元等国内外奶粉商接受反垄断调查;

2013年02月,茅台、五粮液遭反垄断罚款4.49亿元;

止などの案件に関係したときには、専門家に参加させて、専門家としての権威ある意見を通じて、自己の見解をもっと有力に証明することも検討するとよい。

- 独占禁止案件の行政法執行の面では、2013年2月、贵州省物价局、四川省発展・改革委員会は茅台、五粮液的それぞれに対して、2.47億、2.02億元の罰金通知書を発行した。両部門は茅台、五粮液が代理店から第三者への最低販売価格を制限し、最低価格を実施しなかった代理店を処罰したことは、代理店と白酒販売価格の縦方向の独占協定に合意しかつこれを実施するものであり、「独占禁止法」第十四条の規定に違反し、市場競争を排除・制限し、消費者の利益を損なうものであると認識している。両部門はこれをもとに処罰し、罰金は前年度の案件に係る売上高の1%とした。(詳細は、第333期「里兆法律情報」をご参照のこと)
- 実践において、一部の企業は製品価格を維持し、悪質な競争を防止するために、代理店と再販価格を固定もしくは制限する旨の協議書を締結するというマーケティング戦略を採用することは現在でも広く見られている。しかし上述の司法判例、および行政処罰案件は、本案件に類似する再販価格制限行為が存在する企業にとって警告的意味があり、本案件に類似する再販価格制限行為もしくは「エッジボール」行為がある企業に係るマーケティング戦略の法的リスクを見直し、適宜調整することをお勧めする。

【法令の URL】

「独占禁止法」の係る条文:

- 第十三条第二項:本法に言う独占協定とは、競争を排除し、制限する協議、決定またはその他の共同行為をいう。
- 第十四条:事業者が取引相手と次に掲げる独占協定を締結することを禁止する。
 - (一) 第三者への商品の再販価格を固定すること。
 - (二) 第三者への商品の再販最低価格を限定すること。
 - (三) 国务院の独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定。
- 第五十条:事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えたときは、法に基づき民事責任を負う。

【独占禁止の年代記】

2013年8月、強生社が代理店の再販価格を限定したことについて、裁判所は最終審で独占を構成すると認定した。

2013年7月、ベルギーのUCBに対して、適法性調査を行なった。

2013年7月、テトラパック社に対して市場における支配地位濫用の疑いで独占禁止調査を行なった。

2013年7月、上海黄金裝飾品業種協会および老鳳祥などの関係黄金店が独占調査を受けた。

2013年7月、グラクソ・スミスクラインなどの60社の国内、多国籍薬品企業がコスト調査を受けた。

2013年7月、Dumex、WYETH、BiosTimeなどの国内外の粉ミルク業者が独占禁止調査を受けた。

2013年2月、茅台、五粮液が独占禁止で4.49億元の罰金に処された。

2013年01月,三星等六家境外企业因液晶面板价格垄断被罚3.53亿元;

2011年11月,山东两家涉嫌垄断医药企业被罚700万元;

2011年11月,对中国电信与中国联通进行反垄断调查;

2011年08月,处罚各银行违规收费,邮政储蓄银行被罚180万元;

2011年05月,联合利华散布涨价信息扰乱市场秩序被开200万元罚单;

2009年03月,商务部禁止可口可乐收购中国汇源。

(里兆律师事务所 2013年08月02日编写)

2013年1月、サムソンなど6社の海外企業が液晶パネルの価格独占で3.53億円の罰金に処された。

2011年11月、山東の2社の医薬企業が独占疑いで700万円の罰金に処された。

2011年11月、チャイナ・テレコムとチャイナ・ユニコムに対して、独占禁止調査を行なった。

2011年8月、規則違反の料金徴収を行なったとして各銀行を罰し、郵政儲蓄銀行が180万円の罰金に処された。

2011年5月、ユニリーバが値上げ情報を流布し市場秩序を乱したとして、200万円の罰金通知書を発行された。

2009年3月、商務部がコカ・コーラによる中国匯源買収を禁止した。

(里兆法律事務所が2013年8月2日付けで作成)